

認可外保育施設設置者 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部
保育支援課長 柳橋祥人
(公印省略)

児童福祉法施行規則の一部改正に伴う
認可外保育施設における掲示事項の追加について (通知)

平素は、東京都の保育行政に御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」(平成29年厚生労働省令第123号)が平成29年11月10日付けで公布され、児童福祉法施行規則第49条の5が改正されたことに伴い、認可外保育施設の設置者が当該施設に掲示しなければならない事項が追加されましたので、お知らせいたします。

記

1 追加となる掲示事項

(1) 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

保育する乳幼児に関して契約している保険の加入状況として、保険の種類、保険事故及び金額を記すこと。

(2) 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容

提携している医療機関の名称、所在地及び具体的な提携内容を記すこと。

(3) 緊急時等における対応方法

緊急時等における関係機関の連絡先や保護者との連絡方法などを記すこと。

なお、別途、緊急時等における対応マニュアルを定めている場合においては、その旨を記すこと。

(4) 非常災害対策

災害時における関係機関の連絡先や保護者との連絡方法、避難訓練の実施状況、避難場所や避難方法などを記すこと。

また、別途非常災害に関する具体的な計画を作成し、計画の概要等を掲示しても差し支えないこと。

なお、非常災害とは、火災や水害・土砂災害、地震など地域の実情を鑑みた上で想定される災害を指している。

(5) 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の防止に関する研修の実施状況や虐待の防止に関するマニュアルの作成状況等について記すこと。

2 施行日

平成30年4月1日

(参考)

「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」(平成29年11月10日付厚生労働省令第123号)
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H180302N0050.pdf>